議案第１６４号

前橋市火災予防条例の改正について

令和８年１１月２６日提出

前橋市長　小　川　　晶

前橋市火災予防条例の一部を改正する条例

前橋市火災予防条例（平成１６年前橋市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第２６条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第２７条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２８条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、前２項に規定するもののほか、第２６条第３項の規定を準用する。

第２９条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具にあっては、前２項に規定するもののほか、第２６条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。